

みどりの
食料シス
テム戦略

環境負荷低減の クロスコンプライアンス (みどりチェック) チェックシート解説書



— 林業事業者編 —

Ver.2.1



MAFF
農林水産省

【 2025.2.28 作成 】

解説書の最新版は、
こちらを
ご確認ください。



<https://www.maff.go.jp/j/kanbo/kanbo/seisaku/midori/kurokon.html>

目次

ページ

みどりの食料システムとは	2
環境負荷低減のクロスコンプライアンスとは	3
環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート（林業事業者向け）	4
ここをチェック！	5
（1）適正な施肥	
①肥料の適正な保管（※種苗生産を行う場合）	
②肥料の使用状況等の記録・保存に努める（※種苗生産を行う場合）	
（2）適正な防除	6
③農薬の適正な使用・保管（※病虫害防除や除草に農薬を使用する場合）	
④農薬の使用状況等の記録・保存（※病虫害防除や除草に農薬を使用する場合）	
（3）エネルギーの節減	7
⑤林業機械や施設の電気・燃料の使用状況の記録・保存に努める	
⑥省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしないように努める	
（4）悪臭及び害虫の発生防止	7
⑦悪臭・害虫の発生防止・低減に努める	
（5）廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分	8
⑧廃棄物の削減に努め、適正に処理	
⑨未利用材の有効活用を検討	
（6）生物多様性への悪影響の防止	8
⑩生物多様性に配慮した事業実施（物資調達、施業等）に努める	
（7）環境関係法令の遵守等	9
⑪みどりの食料システム戦略の理解	
⑫関係法令の遵守	
⑬林業機械等の装置・車両の適切な整備と管理の実施に努める	
⑭正しい知識に基づく作業安全に努める	
〔参考〕農林水産業・食品産業等に関する主な環境関連法令 ※(7)⑫関連	10

みどりの食料システムに向けて 環境にやさしい取組を はじめませんか？

令和4年に「みどりの食料システム法」が制定されました。
みどりの食料システムの実現には、法に基づく基本方針に沿って、
すべての関係者が調達から生産、加工・流通の各段階で
環境負荷の低減に取り組むことが重要です。
そして、環境にやさしい農林水産物や食品の消費が広く行われるよう、
国も消費者の理解醸成に取り組んでいきます。



調達

- 環境負荷低減に資する新たな技術や品種の研究開発
- 家畜排せつ物や食品残さ等の地域の未利用資源の活用
- 廃熱等の地域エネルギーの活用 など

生産

- 堆肥を用いた土づくり
- 化学肥料・化学農薬の使用低減
- 秋耕や中干し延長など水田メタン削減
- 施設園芸の省エネルギー化
- バイオ炭の施用
- 生分解性マルチの導入 など

環境負荷低減に向けた
取組のポイント

消費

環境負荷低減の努力を
消費者の選択につなげるため
温室効果ガス削減の効果を
「見える化」してみませんか？



加工流通

- 環境にやさしい農林水産物を用いた新たな商品の開発・需要の開拓
- 環境にやさしい農林水産物の流通コスト削減に向けた流通の合理化 など

環境負荷低減のクロスコンプライアンス（みどりチェック）

とは

農林水産省の各種補助事業等において
持続可能な食料システムの構築に向けた

環境にやさしい農林漁業のために

必要な最低限の取組を要件化するものです。

みどりの食料システム法に基づく国の基本方針において示された
農林漁業に由来する環境負荷に
総合的に配慮するための基本的な取組

✓ 適正な施肥



✓ 適正な防除



✓ エネルギーの節減



✓ 悪臭・害虫の発生防止



✓ 廃棄物の発生抑制
循環利用・適正処分



✓ 生物多様性への悪影響の防止



✓ 環境関係法令の遵守



環境負荷低減のクロスコンプライアンスの

✓チェックシートで、

環境にやさしい取組をはじめましょう！

環境負荷低減のクロスコンプライアンス チェックシート (林業事業者向け)

Ver2.1

事業名： _____
 組織名・代表者氏名： _____
 住所： _____
 連絡先： _____

申請時 (します)	(1) 適正な施肥	報告時 (しました)
<input type="checkbox"/>	※種苗生産を行う場合 (該当しない <input type="checkbox"/>) 肥料の適正な保管	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	※種苗生産を行う場合 (該当しない <input type="checkbox"/>) 肥料の使用状況等の記録・保存に努める	<input type="checkbox"/>
申請時 (します)	(2) 適正な防除	報告時 (しました)
<input type="checkbox"/>	※農薬を使用する場合 (該当しない <input type="checkbox"/>) 農薬の適正な使用・保管	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	※農薬を使用する場合 (該当しない <input type="checkbox"/>) 農薬の使用状況等の記録・保存	<input type="checkbox"/>
申請時 (します)	(3) エネルギーの節減	報告時 (しました)
<input type="checkbox"/>	林業機械や施設の電気・燃料の使用状況の記録・保存に努める	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしないように努める	<input type="checkbox"/>
申請時 (します)	(4) 悪臭及び害虫の発生防止	報告時 (しました)
<input type="checkbox"/>	悪臭・害虫の発生防止・低減に努める	<input type="checkbox"/>

申請時 (します)	(5) 廃棄物の発生抑制、 適正な循環的な利用及び適正な処分	報告時 (しました)
<input type="checkbox"/>	廃棄物の削減に努め、適正に処理	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	未利用材の有効活用を検討	<input type="checkbox"/>
申請時 (します)	(6) 生物多様性への悪影響の防止	報告時 (しました)
<input type="checkbox"/>	生物多様性に配慮した事業実施 (物資調達、 施業等) に努める	<input type="checkbox"/>
申請時 (します)	(7) 環境関係法令の遵守等	報告時 (しました)
<input type="checkbox"/>	みどりの食料システム戦略の理解	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	関係法令の遵守	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	林業機械等の装置・車両の適切な整備と管理 の実施に努める	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	正しい知識に基づき作業安全に努める	<input type="checkbox"/>

<報告内容の確認と個人情報情報の取り扱いについて>

- ・ 本チェックシートにて報告された内容については、農林水産省が対象者を抽出し、実施状況の確認を行います。
 - ・ 記入いただいた個人情報については、本チェックシートの実施状況確認のために農林水産省で使用し、ご本人の同意がなければ第三者に提供することはありません。
- 上記について、確認しました→

注 ※の記載内容に「該当しない」場合にはにチェックしてください。この場合、当該項目の申請時・報告時のチェックは不要です。

◆ 上記はひな形であり、各事業によりチェックする取組は異なる場合があります。各事業の要綱・要領などをご確認ください。



ここをチェック！

チェックシートの各項目について、判断基準となる取組例をご紹介します。
判断基準となる取組例が複数ある項目は、いずれか1つ以上実践していればチェックしましょう。

(1) 適正な施肥



取組のポイント

- 👉 必要な時期に、必要な量だけ施肥を行うことで、栄養分の流出や温室効果ガスの排出を削減するとともに、施肥のコスト削減につながります。
- 👉 地域の有機物を活用することで、化学肥料の生産・流通由来の温室効果ガスの排出削減にもつながります。

〈判断基準となる取組例〉

チェック!

①肥料の適正な保管 **※種苗生産を行う場合**

- ・肥料を直射日光や雨のあたらない場所に保管する。
- ・保管場所を定期的に清掃する。
- ・肥料の土壌（地下水）や河川への浸透・流出を防ぐため、肥料を土の上などに直置きしない。
- ・肥料袋に破損がないか確認する。

②肥料の使用状況等の記録・保存に努める

※種苗生産を行う場合

- ・肥料の使用状況を記録し、保存するように努める。
- ・記録の担当者・責任者を決めるように努める。





ここをチェック！

チェックシートの各項目について、判断基準となる取組例をご紹介します。
判断基準となる取組例が複数ある項目は、いずれか1つ以上実践していればチェックしましょう。

(2) 適正な防除



取組のポイント

- ☞ 防除の必要性や方法をよく考え、農薬を使用する場合は、ラベルの表示に従って正しく使いましょう。

〈判断基準となる取組例〉

チェック!



③農薬の適正な使用・保管

※病害虫防除や除草に農薬を使用する場合

- ・ラベルに記載されている適用作物、使用方法、使用上の注意事項等を確認する。
- ・ラベル表示に基づき、安全に作業を行うための服装（防除衣）や保護具を着用する。
- ・飛散の少ない剤型・飛散低減ノズルの使用に努め、周りに影響が少ない天候や時間帯を選択して散布を行う。
- ・器具内部に農薬が残らないよう防除器具を十分に洗浄する。
- ・鍵のかかる保管庫に農薬を保管する等、適切に管理を行う。



④農薬の使用状況等の記録・保存

※病害虫防除や除草に農薬を使用する場合

- ・農薬の使用状況を記録し、保存する。
- ・記録の担当者・責任者を決める。





ここをチェック！

チェックシートの各項目について、判断基準となる取組例をご紹介します。
判断基準となる取組例が複数ある項目は、いずれか1つ以上実践していればチェックしましょう。

(3) エネルギーの節減



取組のポイント

- 👉 必要な時期に、必要な量だけ電気・燃料を使用することで、温室効果ガスの排出を削減するとともに、エネルギーコストの低減につながります。

〈判断基準となる取組例〉

チェック!



⑤ 林業機械や施設の電気・燃料の使用状況の記録・保存に努める

- ・ 施業において使用するエネルギー（電気、燃料等）について、伝票の保存等に努める。
- ・ 施業において使用するエネルギー（電気、燃料等）について、帳簿への記載により、使用量・使用料金の記録に努める。



⑥ 省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしないように努める

- ・ 不要な照明のこまめな消灯に努める。
- ・ 必要以上の冷暖房、加温、保温を行わない等、適切な温度管理に努める。
- ・ アイドリングストップ等を行い、効率的な機械の運転に努める。
- ・ 機械・器具を定期的にメンテナンスし、燃料効率の維持に努める。

(4) 悪臭及び害虫の発生防止



取組のポイント

- 👉 農薬の悪臭防止や害虫の発生源の管理に努めることで、周辺住民や隣接する森林を管理する森林所有者等への影響を防ぎ、良好な関係構築につながります。

〈判断基準となる取組例〉

チェック!



⑦ 悪臭・害虫の発生防止・低減に努める

〈判断基準となる取組内容〉

- ・ 肥料を施用する際の飛散防止に努める。※種苗生産を行う場合
- ・ 窒素の過剰施用の防止に努める。※種苗生産を行う場合
- ・ 農薬の散布は、無風か風が弱いときに行うなどの飛散防止対策により悪臭防止に努める。 ※病虫害防除や除草に農薬を使用する場合
- ・ 松くい虫やカシノナガクイムシを発見した際に、放置せず被害拡大防止に必要な対応に努める。





ここをチェック！

チェックシートの各項目について、判断基準となる取組例をご紹介します。
判断基準となる取組例が複数ある項目は、いずれか1つ以上実践していればチェックしましょう。

(5) 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分



取組のポイント

- 産業廃棄物の発生抑制・適正処理、再生利用及び林地残材等の未利用材の有効活用により、温室効果ガスの排出を削減します。

〈判断基準となる取組例〉

チェック!

⑧ 廃棄物の削減に努め、適正に処理

- ・ 施業に伴い発生する廃棄物については適正に処分する。
- ・ 農薬を使用する際などに使用済みプラスチック類が発生した場合は、リサイクル率を高めるために分別と異物除去に努める。
- ・ ダンボール等古紙の再生利用、機械など金属廃棄物の回収業の利用等を検討する。

⑨ 未利用材の有効活用を検討

- ・ 製材等残材、間伐材・林地残材等について、木材チップや木質ペレット等への有効活用を検討する。

(6) 生物多様性への悪影響の防止



取組のポイント

- 市町村森林整備計画に従った森林の施業及び保護など、適切な森林管理により生物への悪影響を防止します。

〈判断基準となる取組例〉

チェック!

⑩ 生物多様性に配慮した事業実施（物資調達、施業等）に努める

- ・ 様々な樹種、林分構造、林齢、遷移段階などから構成される森林配置を計画する。
- ・ 市町村森林整備計画に基づく森林施業を実施する。
- ・ 溪流沿いにある森林（溪畔林）や崩壊のおそれのある箇所は、保護樹帯として伐採を控える。
- ・ 設定した保護樹帯や保残木に架線や集材路を通過させる場合は影響を最小限にする。
- ・ 管理区域内における絶滅危惧種等の生育・生息情報の収集を実施する。
- ・ 主伐を行う場合は、主伐後の再生林の実施を検討するなど確実な更新を図ることや、「主伐時における伐採・搬出指針」（令和3年3月16日2林整整第1157号）への留意に努める。
- ・ 水源域で作業する場合は、生分解性チェーンソーオイルの使用を検討する。
- ・ 排気ガス規制に適合した林業用機械の導入を検討する。



ここをチェック！

チェックシートの各項目について、判断基準となる取組例をご紹介します。
判断基準となる取組例が複数ある項目は、いずれか1つ以上実践していればチェックしましょう。

(7) 環境関係法令の遵守等

取組のポイント

-  みどり戦略を通して環境負荷低減に関連する基本的な取組や、自らの事業に関連のある環境関連法令を確認しましょう。
-  作業手順や危険箇所の確認を心がけることで、より安全な作業環境の確保につながります。

〈判断基準となる取組例〉

チェック!



⑪みどりの食料システム戦略の理解

- ・みどりの食料システム法の基本方針に示された、農林漁業に由来する環境負荷に総合的に配慮するための基本的な取組を理解する。
- ・「環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート解説書 -林業事業者編-」に記載されているチェックの判断基準となる取組内容を理解する。



⑫関係法令の遵守

- ・自らの事業に関係する環境関係法令を遵守する。



⑬林業機械等の装置・車両の適切な整備と管理の実施に努める

- ・林業機械の日常点検・定期点検、整備の実施に努める。
- ・機械の清掃や作業を行わない場合には動力を切る等、林業機械の適切な管理に努める。



⑭正しい知識に基づく作業安全に努める

- ・日頃から作業手順等の確認、見直しに努める。
- ・施業時における危険箇所について、表示板の設置等により明示することに努める。
- ・事故が発生する危険性が高いと気づいた事例を、職場内で共有する。



〔参考〕 農林水産業・食品産業等に関する 主な環境関連法令 ※(7)⑫関連

注：各事業ごとに、遵守すべき法令は異なることから、各事業の要綱・要領、仕様書などをご確認ください。

（1）適正な施肥

- ・ 肥料の品質の確保等に関する法律 (昭和25年法律第127号)
- ・ 農用地の土壌の汚染防止等に関する法律 (昭和45年法律第139号)
- ・ 土壌汚染対策法 (平成14年法律第 53号)

（2）適正な防除

- ・ 農薬取締法 (昭和23年法律第 82号)
- ・ 植物防疫法 (昭和25年法律第151号)
- ・ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 (昭和35年法律第145号)

（3）エネルギーの節減

- ・ エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律 (昭和54年法律第 49号)

（4）悪臭及び害虫の発生防止

- ・ 家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律 (平成11年法律第112号)
- ・ 悪臭防止法 (昭和46年法律第 91号)
- ・ 森林病害虫等防除法 (昭和25年法律第 53号)

（5）廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分

- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和45年法律第137号)
- ・ 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律 (平成12年法律第116号)
- ・ 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律 (平成12年法律第100号)
- ・ 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律 (平成 7年法律第112号)
- ・ プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律 (令和 3年法律第 60号)

（6）生物多様性への悪影響の防止

- ・ 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律 (平成15年法律第 97号)
- ・ 水質汚濁防止法 (昭和45年法律第138号)
- ・ 湖沼水質保全特別措置法 (昭和59年法律第 61号)
- ・ 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 (平成14年法律第 88号)
- ・ 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律 (平成19年法律第134号)
- ・ 水産資源保護法 (昭和26年法律第313号)
- ・ 持続的養殖生産確保法 (平成11年法律第 51号)

（7）環境関係法令の遵守等

- ・ 環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律 (令和 4年法律第 37号)
- ・ 労働安全衛生法 (昭和47年法律第 57号)
- ・ 環境影響評価法 (平成 9年法律第 81号)
- ・ 地球温暖化対策の推進に関する法律 (平成10年法律第117号)
- ・ 国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律 (平成19年法律第 56号)
- ・ 土地改良法 (昭和24年法律第195号)
- ・ 森林法 (昭和26年法律第249号)
- ・ 合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律 (平成28年法律第 48号)
- ・ 漁業法 (昭和24年法律第267号)



「みどりの食料システム戦略」KPIと目標設定状況

KPI		2030年 目標	2050年 目標
温室効果ガス削減	① 農林水産業のCO ₂ ゼロエミッション化 (燃料燃焼によるCO ₂ 排出量)	1,484万t-CO ₂ (10.6%削減)	0万t-CO ₂ (100%削減)
	② 農林業機械・漁船の電化・水素化等 技術の確立	既に実用化されている化石燃料 使用量削減に資する電動草刈機、 自動操舵システムの普及率:50%	2040年 技術確立
		高性能林業機械の電化等に係る TRL TRL 6:使用環境に応じた条件 での技術実証 TRL 7:実運転条件下での プロトタイプ実証	
		小型沿岸漁船による試験操業を実施	
③ 化石燃料を使用しない園芸施設への 移行	加温面積に占めるハイブリッド型園芸施 設等の割合:50%	化石燃料を使用しない施設への完全移行	
④ 我が国の再エネ導入拡大に歩調を合わ せた、農山漁村における再エネの導入	2050年カーボンニュートラルの実現に 向けて、農林漁業の健全な発展に資す る形で、我が国の再生可能エネルギー の導入拡大に歩調を合わせた、農山漁 村における再生可能エネルギーの導入 を目指す。	2050年カーボンニュートラルの実現に 向けて、農林漁業の健全な発展に資す る形で、我が国の再生可能エネルギー の導入拡大に歩調を合わせた、農山漁 村における再生可能エネルギーの導入 を目指す。	
環境保全	⑤ 化学農薬使用量(リスク換算)の低減	リスク換算で10%低減	11,665(リスク換算値) (50%低減)
	⑥ 化学肥料使用量の低減	72万トン(20%低減)	63万トン(30%低減)
	⑦ 耕地面積に占める有機農業の割合	6.3万ha	100万ha(25%)
食品産業	⑧ 事業系食品ロスを2000年度比で半減	273万トン(50%削減)	
	⑨ 食品製造業の自動化等を進め、 労働生産性を向上	6,694千円/人(30%向上)	
	⑩ 飲食物品卸売業の売上高に占める 経費の縮減	飲食物品卸売業の売上高に占める 経費の割合:10%	
	⑪ 食品企業における持続可能性に配慮 した輸入原材料調達の実現	100%	
林野	⑫ 林業用苗木のうちエリートツリー等が 占める割合を拡大 高層木造の技術の確立・木材による 炭素貯蔵の最大化	エリートツリー等の活用割合:30%	90%
水産	⑬ 漁獲量を2010年と同程度 (444万トン)まで回復	444万トン	
	⑭ ニホンウナギ、クロマグロ等の養殖に おける人工種苗比率	13%	100%
	養魚飼料の全量を配合飼料給餌に転換	64%	100%

